

○保護取扱規程

昭和35.8.1 鹿児島県警察本部訓令14

改正 前略…令和6.10訓令21

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
 - 第2章 保護（第4条—第12条）
 - 第3章 保護室（第13条—第15条）
 - 第4章 許可状の請求等（第16条—第18条）
 - 第5章 雑則（第19条・第20条）
 - 第6章 児童の一時保護等（第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条第2項の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（保護についての心構え）

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、または届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護にあたっては、誠意をもってし、個人の基本的な人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

（保護の責任）

第3条 警察署長は、保護について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課の長（以下「保護主任者」という。）は、警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接そ

の責に任ずるものとする。

- 3 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、当直主任者又は警察署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合または届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、とりあえず必要な処置を講じなければならない。

- 2 前項の処置をとった場合において、その者の家族等への手配等の処置を必要と認めるときは、警察官は、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

(保護カード)

第4条の2 警察官は、第4条第1項の規定による保護の措置を講じた場合は、速やかに別途定める保護カードに所定の事項を記載し、保護主任者に提出するものとする。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、第4条第2項の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な処置を講じなければならない。

(1) 精神錯乱者 最寄りの精神病院その他の精神病者収容施設又は保護室

(2) 酩酊者 保護室

(3) 迷い子 交番又は駐在所（最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室）

(4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては、保護室）

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

- 2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目に立たないようにするなど被保護者の不利とならないように配慮しなければならない。

(被保護者の住所等の確認処置)

第6条 被保護者の家族等に通知してその引受方について必要な手配をしようとするにあたり、被保護者がその住所または居所および氏名を申し立てることができないか、または申

し立てても確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が、保護主任者の指揮を受けたうえ、第5条第1項の保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所または居所および氏名を確認するための処置をとることができるものとする。

(事故の防止)

第7条 警察官は、保護にあたっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼす事故を起さないよう注意しなければならない。

第8条 警職法第3条第1項第1号、酩酊者規制法第3条第1項又は精神保健福祉法第39条第2項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官が、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができるものとする。この場合においては、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けなければならない。

第9条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第7条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行わなければならない。

2 前項の処置をとる場合においては、被保護者に所持させておいては、紛失し、または破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて、つとめて保管するようにするものとする。

3 前2項の処置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けたうえ、第5条第1項の保護の場所において立会人を置いて、行なわなければならない。

4 第1項または第2項の規定により保管した危険物または貴重品は、その品名、数量および保管者を当該被保護者にかかる保護カードに記載して、その取扱い状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合または保護を解く場合においてはその引取人または本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継がなければならない。

第10条 警察官は、警職法第3条第1項第1号、酩酊者規制法第3条第1項又は精神保健福祉法第39条第2項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態に

あり、真にやむを得ないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないようかけがね等を使用することができるものとする。

(異常を発見した場合の処置)

第11条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の処置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て警察署長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号、酪訂者規制法第3条第1項又は精神保健福祉法第39条第2項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合であるときには、警察署長は、これを発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する処置をとるものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であって、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。

3 警察署長は、第1項の報告を受けた場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があった場合には、その状況を、警察本部長に即報するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にも併せて通知しなければならない。

(関係機関への引渡し措置)

第12条 保護主任者は、被保護者が引き続き保護を要する者であって、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受けた上、次に掲げるところにより処置しなければならない。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第2条並びに、生活保護法第19条第1項、第2項又は第6項の規定により保護の実施機関たる市町村長に引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童である場合には、前号の規定にかかわらず、児童福祉法第25条の規定により、地域振興局、支庁又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

第3章 保護室

(保護室の設置)

第13条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

2 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を

総合的に判断し、所要の警察官を指定して、保護にあたらせるものとする。

(保護室の構造設備等の基準)

第14条 保護室の設置にあたっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 留置施設と別個に設けること。
- (2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。
- (3) 道路その他外部から見とおすことができない構造とすること。
- (4) 通風、喚気、採光等に留意した構造とすること。
- (5) とびら、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。

2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

(保護室に関する特例処置)

第15条 警察署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用することができる。

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第16条 24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が、警察署長の指揮を受けた上、別途定める保護期間延長許可状請求書により行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第17条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、警察署長が、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における事件について、別途定める保護通知書により行うものとする。

(県知事又は保健所長への通報)

第18条 精神保健福祉法第23条の規定による県知事への通報又は酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、警察署長が精神障害者(アルコール慢性中毒者)等の発見、保護通報書により行うものとする。

第5章 雑則

(被保護者が非行少年であることが判明した場合の処置)

第19条 警察官は、被保護者が少年であって、鹿児島県少年警察活動規程（平成14年鹿児島県警察本部訓令第27号。以下「少年警察活動規程」という。）第2条の非行少年又は不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年について、少年警察活動規程に定めるところにより、補導を行うものとする。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条の規定により地域振興局、支庁又は児童相談所に通告しなければならない。

3 警察官は、被保護者が児童虐待を受けたと思われる児童であることが明らかとなった場合においては、児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82条）第6条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。

(被保護者と犯罪の捜査等)

第20条 被保護者が罪を犯した者であること、又は少年警察活動規程第2条の触法少年若しくはぐ犯少年であることが判明するにいたった場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められた場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

第6章 児童の一時保護等

(児童等の一時保護等)

第21条 警察官は、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、児童その他同行し、又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

なお、対象法令等については、別に定める。

2 前項の場合においては、第3条、第4条の2、第7条から第11条まで、第13条第2項の規定を準用するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和35年8月1日から施行する。

2 被疑者の留置に関する規程施行細則（昭和33年鹿児島県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（昭和40.9.20訓令23）

この訓令は、昭和40年9月20日から施行し、昭和40年7月1日から適用する。

附 則（昭和44.1.22訓令1）

この訓令は、昭和44年2月15日から施行し、昭和44年3月1日から適用する。

附 則（昭和48.2.8訓令1）

この訓令は、昭和48年2月8日から施行する。

附 則（平成2.3.26訓令17）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6.10.31訓令26）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成15.2.28訓令5）

この日令は、平成15年3月17日から施行する。

附 則（平成19.4.6訓令13）

この割日令は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19.5.30訓令18）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19.9.19訓令32）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成30.4.26訓令II）

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和2.7.1訓令24）

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和6.10.1 訓令21 ）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。